

木古内町農業委員候補者を募集します

令和5年7月19日をもって、木古内町農業委員の任期が満了することから、「農業委員会法等に関する法律」に基づき、新たな農業委員を下記のとおり募集します。

1. 募集内容

職 名：木古内町農業委員会の農業委員

募集定員：10名

委員任期：令和5年7月20日から令和8年7月19日まで（3年間）

2. 募集方法

- (1) 町内の農業者による推薦
- (2) 農業者が組織する団体等からの推薦
- (3) 一般募集（応募）

3. 業務内容

農地の権利移動や転用に係る許認可業務及び担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規就農の促進等に伴う現地での調査、指導及び監視業務等

4. 推薦及び応募資格

- (1) 木古内町が設置する他の附属機関等の委員でない者
- (2) 木古内町の職員でない者

5. 推薦及び応募受付期間

令和5年2月1日（水）から令和5年2月28日（火）まで

※応募状況については、応募期間中及び期間終了後遅滞なく、木古内町ホームページ等により公開いたします。

6. 提出書類及び提出方法

[提出書類]

- (1) 推薦の場合 木古内町農業委員会委員候補者推薦書（別記様式第1号）
- (2) 応募の場合 木古内町農業委員会委員候補者応募申込書（別記様式第2号）

[提出方法] 郵便又は持参により農業委員会事務局へ提出してください。

※「推薦書」・「応募申込書」は、農業委員会事務局の窓口にて配布しています。また、町ホームページからもダウンロードできます。

7. その他

推薦及び応募者が定数を超えた場合は、関係者からの意見聴取などを実施し、その意見を町長に報告して、委員候補者を決定後、議会の同意を得たうえで農業委員を選任いたします。

なお、法律により農業委員の構成については、利害関係のない者を1人以上及び認定農業者を過半数選任することとなっています。

■お問い合わせ

木古内町農業委員会 木古内町産業会館2F

☎01392-2-3131（内線 237） FAX 01392-2-3622